

## 第12回新市民会館整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和2年11月27日（金曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時 6分 開議  
午前11時10分 散会

### 付託事件

#### (1) 新市民会館及び周辺地域の整備に関する事項

#### 1 本日の会議に付した事件

##### (1) 不動産の取得に関することについて

#### 2 出席委員（25名）

委員長	渡 辺 政 明 君	副委員長	高 倉 富 士 男 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	萩 谷 慎 一 君
委員	土 田 記 代 美 君	委員	田 中 真 己 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	綿 引 健 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	後 藤 通 子 君	委員	田 口 文 明 君
委員	森 正 慶 君	委員	鈴 木 宣 子 君
委員	黒 木 勇 君	委員	飯 田 正 美 君
委員	小 泉 康 二 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	袴 塚 孝 雄 君
委員	五 十 嵐 博 君	委員	安 藏 栄 君
委員	田 口 米 藏 君	委員	松 本 勝 久 君
委員	福 島 辰 三 君		

#### 3 欠席委員（2名）

委員	須 田 浩 和 君	委員	小 川 勝 夫 君
----	-----------	----	-----------

#### 4 委員外議員出席者（1名）

議 長 内 藤 丈 男 君

#### 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君	副市長	秋 葉 宗 志 君
市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
交通政策課長	須 藤 文 彦 君		
総務部長	園 部 孝 雄 君		

財 務 部 長	白 田 敏 範 君	財 務 部 參 事 兼 財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君
市 民 協 働 部 長	川 上 幸 一 君	市 民 協 働 部 長 副 部 長	小 嶋 い つ み 君
市 民 協 働 部 監 技	太 田 達 彦 君	文 化 交 流 課 長	三 宅 陽 子 君
新 市 民 會 館 長 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君		
産 業 經 済 部 長	鈴 木 吉 昭 君	産 業 經 済 部 參 事 兼 商 工 課 長	長 谷 川 昌 人 君
建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建 設 部 技 監 兼 建 設 計 画 課 長	大 森 幹 司 君
建 築 課 長	大 和 田 聡 君		
都 市 計 画 部 長	加 藤 久 人 君	都 市 計 画 部 技 監 兼 泉 町 周 辺 地 区 開 発 事 務 所 長	大 和 直 文 君
都 市 計 画 課 長	柴 崎 美 博 君		

6 事務局職員出席者

事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君	法 制 調 査 係 長	富 岡 淳 君
書 記	武 田 侑 未 子 君	書 記	堀 江 良 君

午前 11 時 6 分 開議

○渡辺委員長 引き続き、御苦勞さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第 1 2 回新市民会館整備等調査特別委員会を開催いたします。議事に先立ちまして、須田委員、小川委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の報告事項は 1 件でございますが、本件につきましては、第 4 回定例会に提出が予定されている案件でございますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思いますので、御了承願います。

それでは、不動産の取得に関することについて、執行部から説明願います。

篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 それでは、不動産の取得に関することについて、市民協働部新市民会館整備課提出の資料により御説明をさせていただきます。

新市民会館の用に供するため、下記のとおり不動産を取得するものでございます。

1 の不動産の表示につきましては、建物は泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業施設建築物です。所在地は、水戸市泉町 1 丁目 1 7 0 番。構造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造及び木造、陸屋根地下 2 階つき 4 階建てです。面積は、2 万 3, 2 1 2. 6 3 平方メートルのうち、公益施設部分 2 万 1, 9 4 4. 9 9 平方メートル及び共用部分 9 3 1. 3 2 平方メートルです。

土地につきましては、泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業施設建築敷地です。所在地は、水戸市泉町 1 丁目 1 7 0 番。地目及び面積は、宅地 8, 2 8 4. 9 5 平方メートルです。

2 の取得持分につきましては、建物のうち公益施設部分の市の持分は、1 0 0 万分の 9 3 万 6, 7 2 6 です。ただし、建築構造を支える躯体部分以外の部分は市の所有といたします。共用部分の市の持分は、1 0 0 万分の 9 2 万 2, 5 8 7 です。

次に、土地の市の持分につきましては、1 兆分の 9, 0 9 9 億 8 4 7 万 1, 3 4 6 です。

3 の取得価格につきましては、1 8 5 億 2, 0 0 0 万円となります。

4 の契約の相手方につきましては、水戸市泉町 2 丁目 3 番 2 号、泉町 1 丁目北地区市街地再開発組合、理事長、大澤栄次です。

添付資料といたしまして、2 ページ以降に新市民会館として使用いたします公益施設部分、店舗部分、そして施設建築物の権利者全員で共有する共有部分を示した各階の平面図を添付しております。

2 ページを御覧ください。

太い実線でお示ししておりますものが敷地境界線となります。敷地境界線の内側の建物のうち、灰色に色づけをした部分が公益施設部分となります。長い波線でお示したものが店舗部分、短い波線でお示したものが共用部分となりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、本件についてはこれで終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会します。

大変御苦労さまでございました。

午前11時10分 散会